誓 　約　 書〈合併浄化槽〉

１　生活雑排水は、合併処理浄化槽を使用いたします。

２　放流水のＢＯＤ値を２０ｐｐｍ以下に維持管理することを厳守します。

３　浄化槽については、常に点検及び清掃を怠ることなく「浄化槽法(昭和５８年　　法律第４３号)」を厳守し排出水の許容限度に違反しません。

４　廃水の排水については、沈殿槽を設け廃棄物の直接流出を防ぎます。

５　申請者が排出する廃水により万一事故が発生した場合は、放流停止は勿論その　　責の一切は申請者が負います。

６　維持管理組合及び関連堰組合並びに各部落長・区長等より清掃に対する経費及　　び人夫等の要請がある場合にはこれに応じます。

７　浄化槽の維持管理は、必ず清掃業者と維持管理契約を締結し、年一回以上汚泥　　の抜取りを実施します。

８　上記清掃業者と締結した維持管理契約書の一部を改良区へ提出します。

**以上の誓約書記載事項及び別紙「使用条件」を厳守することを誓約いたします。万が一違反した場合は、使用の停止及び許可の取り消しをされてもかまいません。**

令和　　 年　 　月 　　日

　　米沢平野土地改良区

理事長　佐　貝　全　健　殿

住　所

氏　名 印